

(事務連絡)  
業庫第69号  
2018年6月18日

代理店 御中

日本銀行業務局

官庁の代理店への往訪負担の軽減に関するご協力のお願い

代理店関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府の「会計業務の効率化に向けた改善計画」（平成28年7月29日、内閣官房＜旅費・会計等業務効率化推進会議＞決定・公表）に基づく国庫金口座の廃止・集約等を踏まえて、財務省および日本銀行では、代理店の統廃合の取組みを進めています。今年度は33か店の代理店が廃止となる予定であるほか、今後も斯かる取組みを継続していく方針です。

こうした中、取引代理店が廃止となる官庁では、新たな取引代理店までの距離が従来よりも遠方となることから、特に職員が少ない官庁を中心に日常業務への影響が懸念され、関係府省から代理店への往訪負担の軽減に繋がる対応を検討してほしいとの要請が寄せられていたところです。

つきましては、日本銀行では、このような往訪負担が大きい官庁について、下記1. および2. のとおり取扱うことを認めることとしました。代理店におかれましては、これまでと異なる取扱いによりご負担をお掛けしますが、代理店の統廃合の取組みを円滑に進めるためにも、ご理解・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、代理店引受金融機関本部には、本件内容をあらかじめご連絡しています（2018年6月6日付業庫第59号）。また、関係府省に対しては6月下旬（25日を予定）に通知を発出し、7月から取扱いを開始します。

## 1. 取引担当官の交替に伴う現在高証明請求書の郵送対応

各官庁では、取引担当官の交替にあたって、交替日前日の現在高証明請求書の提出、および交替日当日の取引関係通知書の提出のため、2度にわたって代理店を往訪する取扱いとなっています。

日本銀行では、当該往訪負担が大きい官庁については、取引担当官の交替に伴う現在高証明請求を郵送で行うことを認めることとしました。具体的には、代理店は、官庁から一旦ファクシミリ等によって送られた現在高証明請求書に暫定的に証明を行い、別途、官庁から郵送された現在高証明請求書の本書に上記と同様の証明を行ったうえ返送する扱いとします。

代理店におかれましては、取引官庁から郵送対応にかかる協議の申し入れがありましたら、ファクシミリ等の誤送信のリスクにご留意のうえ、極力ご対応いただきますよう、お願いします。取扱い方法の詳細および注意事項については、別紙をご確認ください。

## 2. 国税還付金の送金・振込明細票の事前持込みの取り止め（税務署と取引がある代理店が対象）

代理店の事務取扱いの平準化のため、各税務署の協力のもと、運用上の取扱いとして国税還付金の送金・振込明細票（以下、明細票）の事前持込みが広範に行われており、税務署では、明細票の事前持込み日および小切手振出日の2度にわたって代理店を往訪する負担が生じています。

こうした中、国税還付金事務を取り巻く環境をみると、明細票による取扱件数は大幅に減少してきており、明細票の事前持込みを依頼する意義は薄れてきております。

日本銀行では、国税庁からの強い要望を受け、同庁と協議した結果、代理店と取引税務署との間での明細票の事前持込みを可能な限り取り止める等、取扱いを見直すこととしました。

代理店におかれましては、取引税務署から明細票の事前持込みの取扱いにかかる協議の申し入れがありましたら、代理店における事務上の支障の有無（持込日当日の送金・振込依頼にかかる事務処理に問題がないか等）を勘案のうえ、ご対応いただきますよう、お願いします。

特に、統廃合を予定している、または既に統廃合を行った代理店におかれましては、取引税務署からの協議の申し入れについて極力ご対応いただきますよう、重ねてお願いします。

—— 本件に関しては、各地で事前持込みを取り止めた先例が既にあるほか、還付金事務の繁忙期のみ事前持込みを依頼する（閑散期の事前持込みは取り止める）、あるいは代理店と取引税務署との間で定めた一定の水準（明細票何件）を超える場合のみ事前持込みを依頼する、といった運用で税務署と合意しているケースもあります。

—— なお、明細票の事前持込みを取り止めることで、受取人口座への入金が遅くなること等に対するご懸念があるかと存じますが、税務署から還付金申告者に送付する国税還付金振込通知書には（手続開始年月日＜＝代理店への振込依頼日＞から）「入金まで、金融機関の休日を除き4～5日程度要する場合があります」と記載されておりますことを申し添えます。

### 3. その他

上記1. の取扱いに関しては、当面は本通知の別紙を統合国庫記帳システムのホーム画面に掲載した後、代理店での取扱い方法参照のため、「統合国庫記帳システムの留意事項」を改訂することを予定しております。

本件に関してご質問やご不明な点等ございましたら、遠慮なく下記照会先までご連絡ください。

以 上

**【本件に関する照会先】**

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

TEL：03-3279-1111（代表）＜内線3332＞

## 取引担当官の交替に伴う現在高証明請求書等の郵送対応の取扱い

## 1. 取引担当官の交替に伴う現在高証明請求書の郵送対応の取扱い

## 【本取扱いの概要】

- 官庁における取引担当官（以下、担当官）の交替手続きにおいて、前任の担当官は、その取引最終日（交替日の前日）に代理店に来店のうえで、同日現在の現在高証明請求書（以下、現在高証明）を提出し、その証明を得ることで、交替日における後任の担当官への事務引継ぎに必要な書類としています。

この点、単に官庁から郵送された現在高証明に証明し返送する扱いでは、交替日における事務引継ぎ時に現在高証明が官庁の手許にない状態となります。このため、官庁から一旦ファクシミリ等により送られた現在高証明に対して、代理店が暫定的に証明を行ったうえでファクシミリ等により返信することとし、その後、別途、官庁から郵送された現在高証明（本書）に、代理店が上記と同様の証明を行ったうえ返送する扱いを行うものです。

—— なお、上記のような日付制約がない場合には、郵送のみの取扱いで差支えありません（証明日付は郵送到着日）。

## 【対象となる官庁】

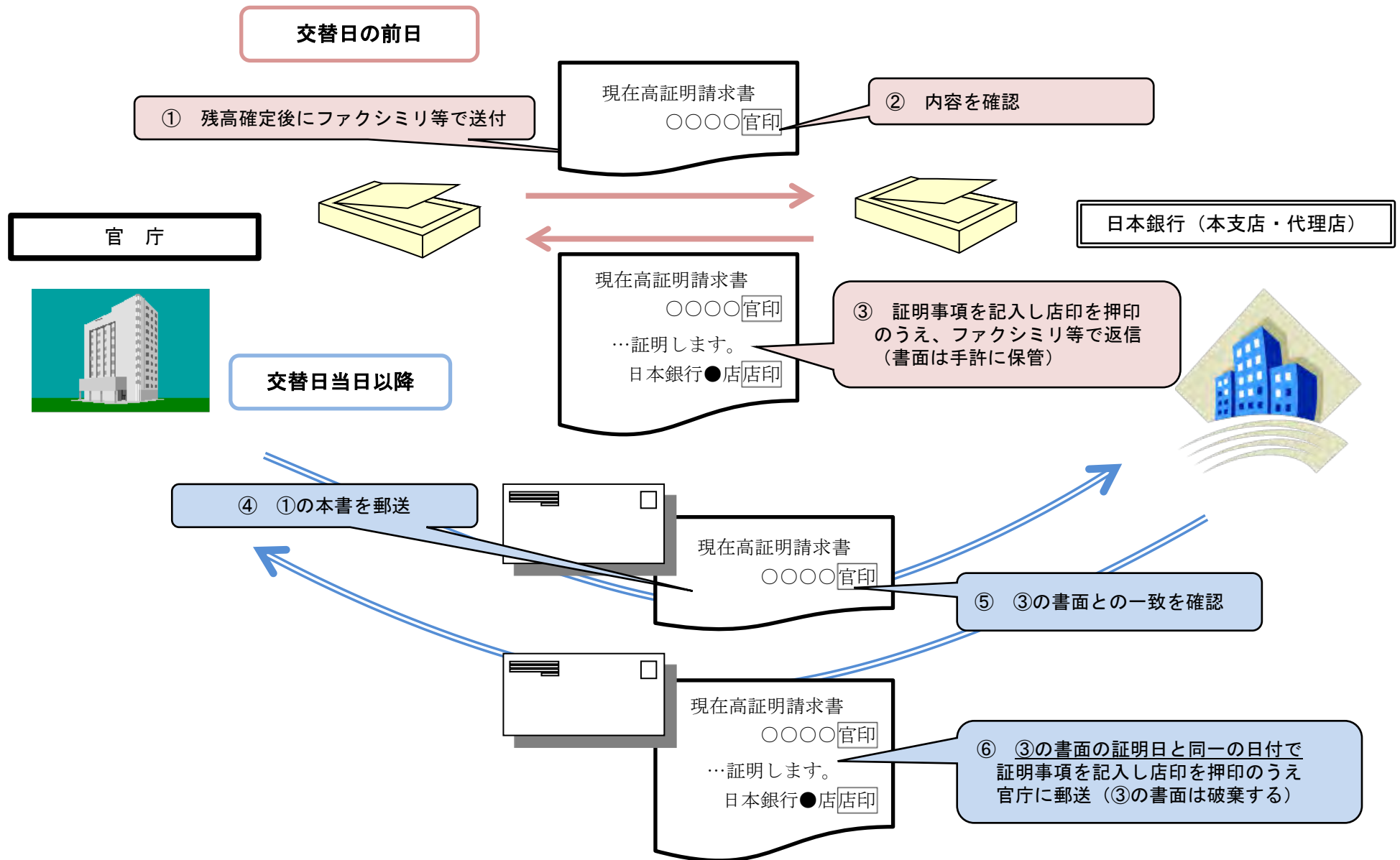
- 代理店への往訪負担が大きい官庁を対象とします。具体的には、官庁所在地から代理店までの距離が遠く、官庁職員も少ないことから、代理店窓口への度重なる往訪によって日常業務への影響が懸念されるような官庁を想定しています。

—— 現在高証明は、代理店窓口に提出されるのが原則であり、郵送対応は、代理店への往訪負担が大きい官庁に対して限定的に実施するものです。

## 【ファクシミリ等の取扱い】

- 郵送対応を行う官庁との間で、ファクシミリによる送信に代えて、電子メールでの送受信（スキャナで読み取った現在高証明の画像を添付）に変更するなど、適宜調整いただいで差し支えありません。
- 誤送信防止のため、テスト送信によるファクシミリ番号の正当性の確認や、頻繁に送信する官庁の短縮ダイヤルの登録など、取扱いには十分ご注意ください。電子メールを利用する場合も同様です。

# (郵送対応にかかる取扱いのイメージ)



## 【郵送対応の取扱い方法】

### 交替日の前日

- ① 官庁からファクシミリ等により送信された現在高証明を受信。  
—— 官庁から事前に、ファクシミリ等で送信を行う旨の電話連絡があります。
- ② 関係規程（日本銀行代理店国庫金事務取扱手続＜国庫金編＞特殊5 証明請求書の提出を受けた場合の取扱い）に従い、受信した現在高証明の内容を確認。  
—— 現在高証明の印鑑は、ファクシミリ等の印刷上で印鑑票と相違がないことを確認することで差し支えありません。
- ③ 現在高証明に証明事項（証明の旨、証明日＜当日の日付＞、代理店名）を記入し、店印を押印したうえで、ファクシミリ等により官庁に送信。送信後の現在高証明は手許での保管をお願いします（保管方法は適宜）。

### 交替日当日以降

- ④ 官庁から郵送された現在高証明（本書）を受領。
- ⑤ 現在高証明（本書）と、③で手許に保管していた現在高証明との内容の一致を確認（本書の印鑑は印鑑票で確認）。
- ⑥ 現在高証明（本書）に証明事項を記入し店印を押印。証明日は、③で手許に保管していた現在高証明の証明日と同一の日付とします。その後、現在高証明（本書）を官庁に郵送。  
—— ③で手許に保管していた現在高証明は破棄してください。

## 2. 担当官の交替に伴う取引関係通知書および印鑑票の郵送対応の取扱い

### 【本取扱いの概要】

- 担当官の交替に伴う取引関係通知書および印鑑票（以下、取引関係通知書等）については、官庁からの依頼があれば、現在でも郵送を認めています。
- ただし、次の場合には、取引関係通知書等を郵送することができません（官庁にもその旨周知しています）。
  - ・ 後任官への事務引継ぎ後、すぐに後任官による小切手の振出が予定されている場合（取引関係通知書等が未着の場合、当該小切手の支払ができないため）
  - ・ 官庁との「取引開始」および「取引廃止」の場合（官庁との小切手用紙等の授受が発生するため）

### 【本取扱いにかかる留意事項】

- 官庁が取引関係通知書等を郵送する場合には、官庁から電話等により連絡を受けます。
- 郵送された取引関係通知書には、受付日として 郵送到着日を記入 します（受付印等を使用してもよい）。
  - 担当官の交替は取引関係通知書の作成日付をもって有効となるため、後任官の印鑑票の使用開始日欄には、必ず取引関係通知書の作成日付を記入 します。
- 取引関係通知書の作成日から代理店受付日までの間に、前任官振出の小切手（交替日前に振出したものを除く）や国庫金振替書による支払いが行われていないことを、当該官庁の支払済小切手や支払済国庫金振替書を見て確認してください。
  - 後任官の取引関係通知書の作成日以降、前任官は小切手や国庫金振替書を発行することはできませんが、官庁の手違いにより誤って振出されることも考えられます。そうした事実があった場合には、速やかに後任官に連絡してください。
- 取引関係通知書等の郵送による受付が完了した旨、官庁に電話等により連絡してください。

以 上